

IBUKI北九州 スクール 規約

第1条 名称および所在

1. 本スクールの名称を「IBUKI北九州サッカースクール」とし、NPO法人スポーツ育成ネットワークが主催・運営を行う。
2. 本スクールは、福岡県北九州市小倉南区朽網西三丁目8番30号に主たる事務所を置く。

第2条 目的

地域においてスポーツを楽しめる環境づくりに取り組むことにより、心身の健全育成とスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第3条 入会資格

1. 本スクールの主旨に賛同し、規約に同意及び遵守できること。
2. 本スクールに参加できる健康状態であること。

第4条 入会手続き

本スクールに入会を希望する者は、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し事務局に申し込みを行う。

第5条 会費等支払い方法

会費は毎月5日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）当月分の会費を指定口座から振り替える。残高不足等で引き落としできなかった場合は、会員から本スクール指定口座へ振り込むものとする。その際の手数料は会員が負担するものとする。

第6条 会費の不返還

一度、納入した入会金・月会費・年会費は理由の如何を問わず返金しない。

第7条 会費の滞納及び強制退会

会員が会費の納入を2か月以上怠った場合は、本スクールは指導を停止し強制退会（除名）させることができる。ただし、事前に本スクールの了承を得ている場合は、その限りではない。

第8条 休会

休会を希望する場合は、事務局に休会届を提出しなければならない。病気や怪我で活動できない場合のみ休会できるものとする。休会届を提出した翌月から月会費の振替を停止する。

第9条 退会

退会を希望する場合は、退会を希望する月の前月15日までに事務局に退会届を提出しなければならない。退会后、再度入会する際には改めて入会金を納入しなければならない。

第10条 除名等

下記のいずれかに該当する行為があった場合、事務局は会員を除名することができる。

1. 本スクールの名誉を傷つける行為や他会員に著しく迷惑をかけるような行為をしたとき。
2. 本スクールの規約に違反したとき。
3. 会費等の支払いを2か月以上滞納し、事務局から督促を受けても所定の期日までに支払いのないとき。
4. 本スクールの活動に支障をきたすと判断できる場合。

第11条 トレーニングの中止

雨天やグラウンド不良によりトレーニングが中止の場合には、施設管理者もしくは事務局の判断によりトレーニングの開始30分前をめぐりに決定し、スクール指定の連絡手段にて連絡する。その他、天災地変、会場都合等で中止になる場合がある。

第12条 保険

本スクール生は全員「スポーツ安全保険」に加入する。加入手続きは事務局が行い、保険料は年会費に含まないものとする。スクール活動中及びスクールへの往復中の事故に対する補償は加入する保険の約款の範囲内で対処する。

第13条 健康管理

本スクールに参加する会員の健康状態に関しては、保護者が責任をもって管理するものとする。

第14条 免責事項

本スクール中に起こった事故、盗難、傷害、その他の事故について事務局に対して賠償請求をすることはできず、本スクールも一切の賠償を行わない。

第15条 変更事項の通知義務

本スクール会員は、住所連絡先等、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合、速やかに事務局に届け出なければならない。

第16条 規約の改正

本スクールは必要に応じて随時規約を改正することができるとともに、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

第17条 個人情報管理

入会時に入会申込書に記載された個人情報は、本スクールの運営、活動に必要な範囲内で使うことができる。本スクール活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権限は事務局に帰属する。

第18条 発行

本規約は、2015年4月1日より発行する。

附則

この規約は2020年4月1日より改正実施する。